

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養給付及び休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、自動車整備士として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、自動二輪車を運転して会社から帰宅する途中、十字路交差点において、右折する対向自動車と衝突し、負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、直ちにC病院に救急搬送され、「びまん性軸索損傷、両側肺挫傷」等と診断され、同月〇日、D病院に転医し、「脳挫傷、高次脳機能障害」（以下、これらと上記びまん性軸索損傷及び両側肺挫傷を併せて「本件傷病」という。）と診断され、その後も複数の医療機関で療養を継続した。

- 3 本件は、請求人が本件傷病は通勤によるものであるとして療養給付及び休業給付を請求したところ、監督署長は、本件事故は住居と就業の場所との間を合理的な経路及び方法により行っている途上の災害とは認められず、本件傷病は通勤によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として再審査請求に及んだ。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

請求人の本件傷病が、通勤によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人と再審査請求代理人を併せて以下「請求人ら」という。）は、本件事故発生に至るまでに、請求人は会社において業務として請求人の友人のバイクの修理を行っていたものであり、本件事故は、当該業務終了後の帰宅に際して発生したものであることから、通勤災害に該当するものであり、また、退社から事故発生までの時間やその経路に関する審査官の事実認定は誤りであると主張している。そこで、検討すると、以下のとおりである。

(2) 請求人の本件事故前日の会社での行動について、Eは、平成〇年〇月〇日付けの申述において、請求人は、午後〇時〇分頃までは確実に仕事を行っていたとし、その後、請求人より「『自分の仕事は終わったので、自分のバイクをいじっていいですか。』と聞かれたので、私は『いいよ。』と答えました。了解を得た後は、請求人は自分のバイクの整備や塗装を行っていました。」と具体的にその状況を述べており、さらに、午後〇時過ぎにEが帰宅する頃、「請求人は自分のバイクの塗装を行っていました。私は帰る前に請求人に、『あまり遅くならないように帰ろうよ。』と声をかけて帰りました。」とも述べている。この点について、Fも、Eからの報告として、「『数日後に請求人がバイクのツーリングに行くので自分のバイクを整備していた。』ということを確認しました。」としており、請求人が災害発生当日、業務終了後に、少なくとも当初においては自らのバイクの整備・塗装をしていたことは事実であると判断することが相当である。

請求人らは、本件事故発生に至るまでに、請求人が業務としてGのバイクの塗装をしていた旨を主張するが、仮に請求人が自らのバイク修理・塗装の後に、Gのバイクの塗装に取り掛かった事実があるとしても、Fはそうした依頼があったことは知らないとし、また、通常は行われるべき代金請求もGに対してしてはいないと述べている。さらに、Gも、当該塗装に要した費用については、終了後に支払方法を決めることにしていた旨を述べており、業務として当該バイクの塗装作業を受託していたとは判断し得ない。この点について、Eは、そもそも会社では塗装業務はせず、外注していたものであり、また、午前〇時まで掛かるような依頼業務を引き受けることはないとも述べていることに鑑みると、請求人が行ったとするGのバイクの塗装が、業務命令に基づく作業ないしは業務上の必要行為であったとは判断できないものである。

(3) 以上のとおり、請求人は、本件事故発生前夜、業務終了後に自らの意思に基づき業務外の作業を〇時間〇分ないし〇時間程度行い、その後帰宅したものと判断することが相当であり、当該帰宅については、もはや社会通念上、就業との関連性は失われていたと判断せざるを得ないものである。

(4) したがって、災害発生当日の請求人の帰宅経路について検討するまでもなく、本件事故は通勤によるものであるとは認められない。

### 3 結 論

以上のとおりであるので、本件処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のとおり裁決する。